

支部ニュース

2021年12月 No.577

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

●東部地域幹事会 東京東部法律事務所の団員からの活動報告	1
●歴史のリレーランナー	
※15年戦争への強いこだわり	加藤芳文 3
●安保法制違憲判決を求める緊急署名のお願い	橋本佳子 4
●東京法律事務所9条の会総会	
映画『私はチョンサラムです』上映会を開催!	伊能 暁 5
●横田基地にオスプレイはいらない11・21 東京大集会	岩本拓也 6
●新人紹介	伊能 暁 7
●錦糸町駅前での街頭宣伝の報告	高橋 寛 8
●2022年度 支部長・幹事の立候補及び推薦の受付	8
●支部総会のお知らせ	黒岩哲彦 9
●11月幹事会議事録	10



東部地域幹事会

東京東部法律事務所の団員からの活動報告

加藤芳文団員（戦争させない江戸川の会について）

戦争させない江戸川の会の代表世話人を務めています。会には、民商、土建、区労連等の団体や、個人の方が加入しています。会では、必ず情勢討議をしてから活動報告をしています。講演会では、五十嵐仁さん、半田滋さん、小澤隆一さん等をお招きして講演をしていただきました。駅頭で署名活動にも地道に取り組んでいます。

憲法学習会では「戦争の実相を知らずして平和を語るなかれ」をモットーに、いつも戦争の話をお話しています。被害の歴史(大空襲、沖縄、原爆)については、多少なりとも知っていても、加害の歴史(日中戦争等)について、あまり知らない国民は多いです。①教育による洗脳②情報統制③治安立法による弾圧は戦争遂行に不可欠なツールであることもお話をしています。

若い団員の先生方には、戦争の実相について学習をしていただいた上で、平和憲法について語っていただきたいと思います。



西田穰団員（葛飾区金町で発生した警察官による法定ビラ配布者への不当な職質事件について）

2021年6月27日午前、会員のAさんが葛飾区内の民家に都議選の法定ビラを配布していたところ、近くの交差点から進行してきたパトカーから降りてきた警察官2人に呼び止められました。警察官が「不正なビラではないか。何のビラだ」と聞くので、Aさんは法定ビラであることを告げ、引き続きビラ配布をおこなったところ、警察官が両手を広げてAさんの進路を阻み、威圧。「名前を言え」と迫られました。Aさんは断りました。するとズボンのポケットを服の上から触らせるよう求め、携帯電話を確認し、「名前を確認するので携帯を見せろ」と言ってきました。Aさんが「個人情報なので見せられない」と断ると、「財布を見せろ。カードがあるだろう」と迫りました。Aさんは「見せられない」と応じず、「名前を言う必要はない」と断り続け、現場から離れました。

私と国民救援会都本部の山崎友代常任委員ら6人は29日、亀有警察署に抗議・要請文書を持って、申し入れをおこないました。要請では、Aさんが「法定ビラを配布している」とビラを示したにもかかわらず、なお通行を妨げ、執拗に氏名を聞き出そうとしたことの不当、違法性を指摘し、見解を質しました。私は「嫌疑がないことが明確になった後も執拗に名前を名乗らせることは法律上できない。選挙期間中の政治・選挙活動を妨げないために、現場の警察官に周知・徹底するように」との申し入れをしました。

この案件は、警察官による不当捜査の事案ですが、葛飾区では、警察ではなく、民間人による選挙妨害事案が多く発生している地域でもあります。警察官による選挙妨害が従来型の弾圧事件だとすれば、

民間人による不当に公選法違反を理由に警察を呼んで選挙活動や政治活動を妨害してくる態様は、新しい型の弾圧？ではないかと思う。こういったケースでは柔軟な対応が必要になると思います。つまり警察官は駆けつけてきますが、駆けつけた警察官は必ずしも選挙活動や政治活動を妨害する意図があるとは限らず、むしろその場を収める目的しかないケースが多いです。この場合、選挙活動や政治活動は一箇所ではできない活動ではないので、その場での選挙活動や政治活動に固執せず、速やかに安全に解放させて、次の活動に専念できるように配慮する防衛活動が必要になるケースもあると思います。

岩本拓也団員（ホームロイヤーとしての身体障がい者への支援の取組）

2021年4月、都立の某病院にて、もともと糖尿病の持病がある方で、右下肢を切断された方の支援を打診され、ホームロイヤーを受任しました。ホームロイヤーとは、判断能力には問題はないが、身寄りがない等の理由で支援が必要な方に対し、成年後見制度のような支援をするものです。



依頼者は、右下肢を切断し、車いす生活となるため、トイレ、洗面所に行くのに段差がある所有マンションに継続して居住することは極めて困難でした。また、金銭的に余裕がなく、自宅マンションを売却して、今後の生活資金を作る必要がありました。仲介業者に複数の物件を紹介してもらいましたが、定期的な収入がないこと、死後の自宅の動産類の処分をどうするか、車いすでの生活となること等の理由で、断られ、物件を見つけることは困難でした。最終的には、URの家賃前払い制度を利用して、物件を見つけることができました。玄関に段差があるため、介助なしには外に出れない等の問題がありますが、部屋は50㎡以上と広く、車いすでの室内での移動に支障がない物件を契約することができました。退院前には、病院での退院前カンファレンス、本人に同行の上で家電の購入、旧自宅からの貴重品の運搬、退院日の付添、旧自宅からの家財の運搬の立会い等、身上監護の部分でも相当の手間がかかりましたが、無事に退院できた時にはとても安堵の気持ちでした。

船尾遼団員（墨田市民連合等の報告）

墨田区では、区議会レベルでの立憲民主党・日本共産党の共闘が進んでいた。2021年の都議選前には、東京14区予定候補であった日本共産党の伊藤大気が予定候補を降り、墨田区の都議選候補となった。

その際に、野党共闘を進めることによって総選挙も見据えた事実上の合意が現場では行われた。これを受けて、日本共産党と立憲民主党と一緒に宣伝できる場として「市民と野党のプラットフォーム IN すみだ」という地域の市民連合が立ち上げられ、東京東部法律事務所からは船尾が共同代表として出ることになった。市民連合に参加する形で、日本共産党や立憲民主党などの立憲野党が共同で宣伝をすることができるようになった。都議選の選挙結果としては惜敗してしまっただが、全都をけん引する形でいち早く現場での共闘を実現することができた意義は大きい。

総選挙に際しては、上記市民連合が東京14区の新しい市民連合「市民と野党の新しい船を14区」という組織に参加することによって、さらに野党共闘を前進させることができた。

選挙結果に勝利という形では反映することはできなかったが、確実に票を積み増している。これから4年間、地方選挙も含めてすべての選挙が行われる予定であることから、少しずつ票を積み増して保守王国である下町の政治を変える活動を継続していきたい。

また、相談会や街頭宣伝などの地に足の着いた活動もこの枠組みで発展させていく方向で話し合いが行われている。

まずは改憲阻止のために来年の参院選に勝つために力を尽くしていきたい。

最後に、中西一裕団員より、事務所の来歴や、事務所で取り組んだ事件（超高層マンション反対運動、オウム真理教亀戸新東京本部建設禁止仮処分、江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟、スカパー！電磁波訴訟等）の紹介がありました。

歴史のリレーランナー

15年戦争への強いこだわり

東京東部法律事務所 加藤 芳文

私は1946年1月生まれ、つまり戦後っ子第1号。

実家は8月2日の水戸空襲で丸焼け（B29編隊160機が午前0時31分より2時16分まで1145トンの焼夷弾投下、死者242名、重軽傷1293名）

防空壕が危なくなり飛び出して助かったけど、グラマンの機銃掃射が当たったらおまえは生まれなかったとお袋に何度も言われた。（グラマン操縦手の笑う顔が見えたとも。いくら何でもウソだろうと思っていたら東京大空襲で同じ話あり驚く。）

1万円を超す沖合から艦砲射撃も受け目の前通過、隣の押入れに。

と言うわけで、戦争へのこだわり強く憲法学習会では「戦争の実相を知らずして平和を語るなかれ」が私のモットー。（ちょいと厳しいか知れないけど）いつも戦争の話をおろそかにしていない。

こないだは地域の9条の会で「15年戦争に学ぶ 平和憲法を守ろう」と題して講演したが、聴衆は被害の大きかったアジア太平洋戦争（空襲、沖縄、原爆）はある程度知るも、加害責任の大きい日中戦争をあまり知らないと思い、日中戦争を中心に話した。（南京大虐殺、三光作戦、100人斬り競争、徐州会戦、重慶無差別爆撃 etc）

私の話は概要、次のとおり

①まず大日本帝国憲法のさわりを説明

天皇主権・・・万世一系、神聖、陸海軍統帥、戒厳令

臣民の権利義務・・・法律の留保、兵役義務 etc

つまり天皇が主人公で臣民は赤子、戦争できる憲法

②56年間で7回の戦争をしたこと（8年に1回）

満州事変以降は戦争しっぱなし。「15年戦争」

③教育勅語で洗脳したこと

教育による洗脳と、マスコミ（当時は新聞とラジオ）の扇動、治安立法による弾圧は人民を戦争に駆り立てる3つのツール

④「宣戦の詔書」（太平洋戦争）も詳しく説明

戦争をする者は必ず「平和の美名」を口にする

天皇の戦争責任

⑤敗戦と日本国憲法の誕生

75年間政府は戦争できず→帝国憲法との極端な対比を強調

但し、安保条約との相克あること（平和憲法危うし）

若い頃から趣味で戦前のナマの資料を多数収集してきたが、それを憲法学習会で使っている。宝は天皇制ファシズムの元凶となった「国体の本義」と「臣民の道」（文部省編纂）。東条の悪名高き「戦陣訓」、各種「修身教科書」（女子用修身教科書）等。

団員にも、戦争の実相をあまり知らない方が増えていないか心配な今日この頃ではある。（私の場合B29に家を焼かれたことが、15年戦争に対する強いこだわりの原点となっている。）

安保法制違憲判決を求める緊急署名のお願い

東京法律事務所 橋本 佳子

6年前に、集団的自衛権を認める安保法制が制定され、全国で25の違憲訴訟が闘われてきました。特に地方では団員が中心になって活躍しています。どこの法廷でも毎回感動的な意見陳述や証言が続いています。

元内閣法制局長官、憲法学者の98%、元最高裁長官含む多くの裁判官、弁護士会等が憲法違反と表明し、全国で「私たちは戦争は許さない」と圧倒的多数の国民が反対に立ち上がり、違憲が明白なのに強行採決されました。

すでに多くの一審で棄却判決が出され、いずれも「原告らに具体的権利はない」として、明らかな違憲性に真剣に向き合わず憲法判断をしていません。

一審では当初、憲法学者等の証人は一部を除き不採用でしたが、高裁で採用するところが多くなっています。東京は、高裁も終盤ですが、国賠訴訟でジャーナリスト半田滋氏の尋問が行われ、12月5日には裁判所交代に伴い半田氏の二度目の尋問、差止訴訟では11月30日に宮崎礼壹元内閣法制局長の尋問が行われます。まさに裁判は全国的に山場を迎えています。

先の衆院選で改憲派が増え、改憲の危険が急を告げています。安保法制施行後の軍拡が目を覆うばかりで、安保法制を廃止し、わが国が戦争をする国になることを許さない改憲阻止の闘いは一体として大きくしなければなりません。

そこで、安保法制違憲訴訟全国ネットワークでは、違憲であることが明白な安保法制の裁判所での違憲判断を迫るため、「裁判官の独立と安保法制違憲判決を求める緊急要請」の署名活動を全国的に展開することを決めました。何としても裁判官に事の重大性を認識してもらうために、全国で100万、東京で10万人の署名をやり遂げようと決意しました。今後、判決が予定される裁判所にその時点での全国の賛同者名簿を提出する予定です。

各事務所で格段の取り組みをお願い致します。

東京法律事務所9条の会総会

映画『私はチョンサラムです』上映会を開催！

東京法律事務所 伊能 暁

東京法律事務所9条の会総会として、映画『私はチョンサラムです』上映会をしたので報告します。

1 活動報告

2021年11月6日（土）、御茶ノ水のYMCAアジア青少年センターで、東京法律事務所9条の会総会が開催されました。司会は、私伊能が務めさせていただきました。

まず浅野弁護士より、活動報告として、土地利用規制法の1分動画制作や、ウェブセミナー開催など、今年の東京法律事務所9条の会の活動が紹介されました。

2 映画『私はチョンサラムです』を上映

次に、映画『私はチョンサラムです』を上映しました。

この映画は、韓国で活躍するキム・チョルミン監督が、在日朝鮮人の活況を描いたドキュメンタリー映画です。

映画の冒頭は、朝鮮学校が攻撃を受ける映像から始まります。そして、実際に日本で差別を体験した人や、本国に帰ったものの日本のスパイとして収監され、死刑囚として10数年にわたり獄中生活をした人などへのインタビューを通じて、在日朝鮮人に対する理解を広めたいという監督の強い思いが伝わってくる作品でした。

私を含め、在日朝鮮人という方達は一体どういう方達か、そもそも知らない、そんな人は意外と多いのではないかと思います。一人でも多くの方たちに観ていただきたい作品です。

この記事を読んでご興味を持たれた方がいらっしゃいましたら、ぜひ各地で自主上映をご検討ください！

3 監督とのZOOMトーク

続いて、韓国のキム監督と当事務所の青龍弁護士によるZOOMトークが行われ、映画を超えた活発な意見交換がなされました。

その中で、民間レベルでの日韓交流の在り方について、何より大切なことは国民同士の交流であり人々の出会いである、この上映会がそういう出会いの場の一つになればいい、というやりとりがありました。

意見交換を通じて、国籍や立場は違えどもみんな同じ方向を向いているんだと感ずることができ、とても印象的でした。

4 最後に閉会挨拶

最後に、東京法律事務所9条の会共同代表である今泉弁護士から財政報告と閉会挨拶がありました。

今回の上映会をとおして、国同士は決して友好関係にあるとは言えなくともあきらめず、民間レベルでの交流を続けていくことの大切さを改めて痛感しました。

今回の総会の詳しい内容については、東京法律事務所9条の会ブログ (tokyolaw9.blog.fc2.com)をぜひご覧ください。

以上

横田基地にオスプレイはいらない 11・21 東京大集会

事務局次長 岩本 拓也

11月21日、福生市の多摩川中央公園で、CV22オスプレイの横田基地配備に反対する集会「横田基地に〔日本にも〕オスプレイはいらない 11・21 東京大集会」が開催されました。オスプレイ反対東京連絡会が主催しての集会で、2015年に会が立ち上げられた当初から団東京支部も事務局団体として関わってきています。天候が心配されましたが、無事に集会後の横田基地へのアピール行進まで

実施することができました。参加者は現地とWebをあわせて1000人以上でした。



集会では、冒頭にて、高校生平和ゼミナールより、核兵器禁止条約への批准を求める署名活動や横田基地のフィールドワーク等の活動の報告がありました。次に、立憲野党から、日本共産党の田村智子参議院議員による国会報告と連帯の挨拶があったほか、オスプレイ反対東京連絡会の岸本事務局長から、低空飛行の停止、日米地位協定の抜本改正等を求める基調報告がありました。神奈川県平和委員会の菅沼事務局次長からは、パワーポイントを用いて、オスプレイが死亡事故を起こしてきたことや、オートローテーション機能が欠如し、エンジンの緊急停止時に安全に着陸できない等のオスプレイの問題点、沖縄でのオスプレイの事故、オスプレイは国内法では飛行はできないはずだが日米地位協定と自衛隊法で適用除外となっていることにより、危険なオスプレイの飛行が可能になっていること等についての説明がありました。各地の市民団体からは、オスプレイの事故が相次いでいること、オスプレイの低空飛行と爆音で市民の暮らしが脅かされていること、憲法9条で平和な日本を守ろう等の訴えがありました。集会の最後に、「日本のどこにもオスプレイはいらない」全国統一署名に取り組みしましょう。」等のアピール提案・行動提起と採択を行いました。

集会後は、約2.2kmのコースをアピール行進しました。団東京支部からは、黒岩支部長、中川事務局長、奥住さん、岩本でオスプレイ配備撤回を求めるコールをしながら、行進をしました。



新人紹介

東京法律事務所 伊能 暁

1 自己紹介

はじめまして、東京法律事務所の伊能暁と申します。

修習は、72期で入りましたが、妊娠出産のため73期に終わりました。

今年1月、予定の1年遅れで東京法律事務所に入所し、自由法曹団に入団しました。1年間待っていてくれた事務所には、感謝の気持ちでいっぱいです。

生まれは中野区高円寺で、小学校6年時に国分寺に引越して以降、ずっと多摩地域で生活してきました。先月、御徒町にある祖母宅の跡地に引越してきたところです。

2 弁護士を目指した理由とやりたいこと

大学時代、外国を旅していたときに、嫌でも自分が日本人であることを自覚し、それなら日本人としてできることがしたいと思ったのがきっかけでした。弁護士になって法整備支援をやりたいと思いました。

その後色々な出会いや勉強を重ねる中で、日本で働いて「普通の」生活をするのが困難な人たちがこんなにいるんだ、ということを知りました。現在は、一人でも多くの方が「普通の」暮らしができるように、少しでも役に立ちたいなあという気持ちで働いています。

また自分に子供ができてから、子供の虐待事件にこれまで以上に強い怒りを感じるようになりました。そこで、弁護士会が主催する子供のLINE相談会担当に加わるなど、子供の虐待を少しでも減らすためにできることを探しています。

3 今後の抱負—初めての刑事事件を経て

先日、初めての刑事事件が終了しました。薬物事犯でしたが、追起訴等でなかなか期日が入らず、逮捕から約3か月後の公判となりました。

当初は、接見に行っても中毒症状のためにご本人とは全く意思疎通ができず、ご両親に連絡するも梨のつぶてであり、私は途方に暮れました。弁護方針の見当がつかなかった私は、『刑事弁護ビギナーズ』や『情状弁護アドバンス』の記事を読み、そもそも私は、どんな弁護人になりたいのか、依頼者の更生を目指すべきか？それとも淡々と弁護人としての役割に徹するべきか？と悩み出しました。

今は、そんな悩みは全くの無駄だったなと思っています。やってみないことには何も分かるはずはないからです。

結局この事件は、ご両親や出所後に治療を受ける予定の施設長に証人に立ってもらうことができ、判決はどうなるにせよ、自分ができることはやれたかなあと感じています。

私は、この刑事事件をとおして、法律家としてという大きな限界はあるけれども、依頼者のために自分の信じた最善をつくしていきたい、そういう弁護士でいたいと感じました。

この初めての刑事事件で学んだ初心を忘れず、これからも頑張っていきたいと思っています。

今後とも、ご指導よろしくお願い申し上げます。

錦糸町駅前での街頭宣伝の報告

事務局次長 高橋 寛

錦糸町での地域幹事会の後、東京東部法律事務所の所員と共に錦糸町駅前
で街頭宣伝を行いました。街頭宣伝では、団員各自が先日の衆議院総選挙の
結果を踏まえ、憲法改悪阻止といのちと生活のための予算拡充、参議院選挙
に向けた野党共闘の推進などについて発言しました。また、ポケットティッ
シュに憲法改悪阻止などを訴えるチラシを入れ、道行く人たちに配りました。

街宣開始が午後5時前だったこともあり、人通りは多いというわけではあ
りませんでした。足を止めて宣伝物を受け取ってくれる人もいました。コロ
ナ禍の中でなかなか難しい面もありますが、やはり多くの人に目に見える
形で訴えを行っていくことが重要だと実感しました。



2022年度 支部長・幹事の立候補及び推薦の受付

選挙管理委員会では、第50回支部総会に向けて、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解
必要）を求めています。来る1月7日（金）午後1時まで、東京支部事務局まで、文書にてご提出下
さい。

幹事会としての推薦を、1月27日の幹事会において決定いたします。

各事務所では、幹事会への出席が可能な団員をご推薦いただくようお願いいたします。

2021年11月25日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会委員長 平井康太
委員 柏木優孝

2021年11月25日に開催された支部幹事会において、第50回東京支部定期総会における2022年度支
部長及び幹事選出の選挙管理委員に平井康太団員（東京法律事務所）及び柏木優孝団員（東京東部法律
事務所）を選出しました。



支部総会のお知らせ

支部長 黒岩 哲彦

コロナ禍の下、オンライン併用で、支部総会を行います。

今年の記念講演の講師は、本田由紀東京大学教授です。

今年は団支部としては、貧困問題の取り組みに力を入れてきましたが、教育の観点からも先生のお話を伺いたいと思っています。

総選挙後、明文改憲の動きが強まり、総がかりから新署名の提起もなされています。来年には参議院選挙もあります。大いに議論、交流し、鋭気を養っていきましょう。

ぜひとも、多くの支部団員の皆様、事務局員の皆様のご参加をお願いいたします。

但し、コロナ情勢によっては、オンラインだけ（1日開催）の場合もあり得ますので、ご了承下さい。

本田由紀(ほんだゆき) 教授紹介（東大HPより）

教育社会学

主に、家族と教育、教育と仕事、仕事と家族という、異なる社会領域間の関係について調査研究をしています。90年代以降の日本社会では、この3つの関係には矛盾が露わになっています。たとえば家庭教育に対する圧力や格差の高まり、「学校から職業への移行」の機能不全、仕事の不安定化による家族形成の困難化などです。それらをどう立て直していくか、行政や草の根的な運動がいかに関わってゆくべきかを考えています。

日時：2月25日（金）午後1時開会／2月26日（土）午後1時終了（予定）

場所：ホテルKKR 熱海（静岡県熱海市春日町7-39）／オンライン併用

特別報告集を作成します

支部団員や団事務所の事務員であれば、どなたでも執筆できます。ご自分の扱っている事件や活動について、原稿をお寄せください。

字数：1200~1600字

締切：2022年1月7日（金）

送付先：dantokyo@dream.com

11月幹事会議事録

1 報告事項・確認事項（この間の主な取り組み）

- 10月31日 衆議院選挙
- 11月 6日 東京地評 東京働く者の権利討論集会
- 11月 8日 都民連世話人会議
- 11月13日 憲法東京共同センター 幹事団体会議
- 11月15日 団本部 貧困・社会保障問題委員会→東京支部行動へ
- 11月15日 東京革新懇 戦争はいやだ調布市民の会 国領駅前街頭宣伝
- 11月21日 横田基地にオスプレイはいらない 11・21東京大集会

2 今後の取組と検討事項

(1) 衆議院総選挙について

- ① 選挙結果
 - 東京では、野党共闘の成果あり。
- ② 選挙弾圧
 - たすき問題について。

(2) 生活保護

- ① 生活保護のしおり集約・分析の現状と今後の活用方法
 - 文京区と八王子市への要望書を承認。
- ② その他

(3) オリパラ都民の会

東京都と組織委員会が出した大会総括の資料へのカウンター

(4) 12/17午後6時半 裁判所・労働委員会対策東京会議（東京労働会館・地下会議室）

→高橋、藤原が出席

(5) 都立・公社病院を独立行政法人化の今後の取り組み

(6) 表現の不自由展・東京

(7) 2022年2月総会に向けての準備

→選挙管理員として、平井康太弁護士、柏木優孝弁護士を承認。

- ① スケジュール確認
 - 本田由紀教授に講師の内諾をいただく。
- ② 次期執行部体制
- ③ その他

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間0日」になります。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3構本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)